

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出雲市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県出雲市長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づく、介護保険料の資格管理、賦課収納、受給者管理、給付管理とそれに関する調査の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険資格の取得、喪失の決定 2 介護保険料額の算定 3 納入通知書による介護保険料額の通知 4 介護保険料の納入状況の管理 5 介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 6 高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 7 介護保険に係わる証明書の発行 8 介護保険被保険者台帳の照会 9 保険者事務共同処理業務 ①給付費審査支払業務 ②高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う <p>※当市では、保険者事務共同処理業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)を提供している</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険システム 2 伝送通信ソフト <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。</p> <p>なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 介護保険情報データベースファイル
 - 2 伝送通信ファイル
- ①受給者情報異動連絡票データ
②受給者情報訂正連絡票データ

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の68の項 ・ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号利用法第19条第7号別表第二の93、94、95の項 ・ 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第46、47条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号利用法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項 ・ 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	出雲市 総務部 総務課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 Tel 0853-21-6756
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	出雲市 健康福祉部 高齢者福祉課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 Tel 0853-21-6972

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input checked="" type="radio"/>] 接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日 I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①出雲市健康福祉部 ②高齢者福祉課長 馬庭 隆	①健康福祉部高齢者福祉課 ②高齢者福祉課長 金築 真志	事後	事後	
平成30年3月28日 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 介護保険資格の取得、喪失の決定 2 介護保険料額の算定 3 納入通知書による介護保険料額の通知 4 介護保険料の納入状況の管理 5 介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 6 高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 7 介護保険に係わる証明書の発行 8 介護保険被保険者台帳の照会	1 介護保険資格の取得、喪失の決定 2 介護保険料額の算定 3 納入通知書による介護保険料額の通知 4 介護保険料の納入状況の管理 5 介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 6 高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 7 介護保険に係わる証明書の発行 8 介護保険被保険者台帳の照会 9 保険者事務共同処理業務 ①給付費審査支払業務 ②高額医療合算介護(予防)サービスの事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う ※当市では、保険者事務共同処理業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)を提供している 10 その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認	事前	事前	
平成30年3月28日 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ	事前	事前	

